

## 新型コロナウイルス感染症について現在実施している税制上の支援策

新型コロナウイルス感染症については、現在、地方税法の規定に基づき、次のとおり大きく2つの税制上の支援策を実施しております。

### 1 徴収猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設けています。

(令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものについて適用)

現行（財産の損失が生じていない場合）（注）	特例
○事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予する。	○令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予する。
○原則として、担保の提供が必要。	○担保は不要。
○延滞金は軽減（年1.6%）	○延滞金は免除。

(注)新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現行でも延滞金は免除

### 2 申告期限の延長

県税に係る申告期限を、納税者が新型コロナウイルス感染症のり患から回復された場合など、申告することが可能となった日から最大2か月間、申請により延長することができますこととしています。

このほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、地方税法の規定に基づき、次のような措置を講じてまいります。(①～③は条例改正の手続き中。④は条例改正済み。)

- ①所得税において、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった文化芸術・スポーツに係るイベントのうち文部科学大臣が指定するものについて、納税義務者が当該イベントの主権者に対する入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額について寄附金控除の対象とする制度が設けられたことから、**個人の県民税**においても、寄附金税額控除として、同様の措置を講ずることとします。
- ②所得税において、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れた場合に係る住宅ローン控除の入居要件を1年間弾力化する等の特例措置が設けられたことから、**個人の県民税**においても、当該措置に合わせた所要の措置を講ずることとします。
- ③自家用乗用車に係る**自動車税環境性能割**の税率を、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得したものに限り1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとします。
- ④中古住宅を耐震改修して入居した場合の**不動産取得税**の減額に関する特例措置について、取得の日から6月以内に居住の用に供することを求める適用要件を弾力化し、一定の要件を満たす場合には、入居が6月経過後日になった場合においても認めることとしました。(令和3年度末入居分までの特例措置)